

東通村と青森県立保健大学、地域医療振興協会との
包括的な連携協力に関する協定書

東通村（以下「甲」という。）と公立大学法人青森県立保健大学（以下「乙」という。）及び公益社団法人地域医療振興協会（以下「丙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、地域住民が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスに加えて、健康づくりや生きがい活動、地域の助け合い活動等を一体的に提供できる体制の構築を図ることを目的とする。

（連携事項及び共同事業（研究）協定）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、保健、医療及び福祉分野における事業及び研究について連携し、協力する。

2 前項各分野において、連携、協力及び人材交流を推進する事項等の詳細については、共同事業（研究）協定により定める。

3 甲、乙及び丙は、甲乙及び丙以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、第三者を含めて共同事業（研究）協定を締結することができる。

4 甲、乙及び丙は、前項により共同事業（研究）協定を締結したとき、当該第三者にこの協定の内容を遵守させなければならない。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲、乙及び丙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれかから異議の申立てがない場合は、有効期間をさらに1年間継続するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

（担当部署）

第5条 主な担当部署は、甲は健康福祉課、乙はヘルスプロモーション戦略研究センター、丙は東通地域医療センター及び地域医療研究所ヘルスプロモーション研究センターとする。

（その他）

第6条 本協定に記載のない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各々1通を保有する。

令和5年4月17日

（甲）青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村長

畑中 稔 朗

（乙）青森県青森市大字浜館字間瀬58-1

公立大学法人青森県立保健大学

理事長

志 記 信 男

（丙）東京都千代田区平河町2丁目6番4号 海運ビル4階

公益社団法人地域医療振興協会

理事長

志 新 通 康